

自己点検 及び 自己評価

令和 5年 12月 2日

ファースト・スタディ日本語学校大阪泉大津校

《評価方法》

- A 「達成されている」あるいは「適合している」
- B 「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実である
- C 「未達成」あるいは「適合していない」

1. 教育の理念 ・ 目標

評価

1 教育の理念、目標が教職員、学生に周知されている	Ⓐ・B・C
2 理念に基づく教育が行われている	Ⓐ・B・C
3 学生達の母国及び日本国に貢献するため、社会の問題点、ニーズを把握するよう努めている	Ⓐ・B・C

<現状・具体的な取り組み・課題>

日本社会に共存する外国人の育成をめざし、教員・学生共に理念を伝え取り組んでいる。また、日本における求められる人材として、マナーや考え方を身に付けるよう、指導を行っている。

2. 学校運営

評価

4 短期及び中長期の運営方針が定められている	Ⓐ・B・C
5 短期及び中長期の事業計画が定められている	Ⓐ・B・C
6 運営組織や意思決定機能が確立され、組織的かつ効率的に行われている	A・Ⓐ・C
7 業務の見直し及び効率的な運用の検討が定期的かつ組織的に行われている	A・Ⓐ・C
8 情報システム化等による業務の効率化が図れている	A・Ⓐ・C
9 危機管理体制は整備されている	Ⓐ・B・C
10 教職員の処遇・職場環境の改善に関する制度が整備されている	Ⓐ・B・C

<現状・具体的な取り組み・課題>

校舎内の動きとしては、教員数が数名の運営となるため、組織的というよりは、主任の判断のもとで運営している。運営母体、日本語教師、サポート部による全体会議、各部会議、運営会議の実施連携を本年度より強化。

3. 教育活動 ・ 学修成果

評価

11 理念・教育活動に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している	Ⓐ・B・C
12 学習者の日本語能力を試験等で判断し、適切なクラス編成を行っている	A・Ⓐ・C
13 各種日本語試験の認定率向上のための指導体制は整っている	Ⓐ・B・C
14 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている	Ⓐ・B・C
15 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している	Ⓐ・B・C
16 理解度、到達度の測定と評価を適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている	Ⓐ・B・C
17 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている	Ⓐ・B・C

<現状・具体的な取り組み・課題>

総合の学生数が少ないため、クラスの細分化が叶えられず、1クラスにレベル差が生じているが、成績が振るわない学生に対しては、特別課題や補講をし、レベル差を埋める取り組みをしている。今後、クラス編成が可能になった段階で、大阪本校のノウハウを投入して、クラス編成ごとのカリキュラムを実施予定。

4. 教員

評価

18 校長、副校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確にしている

Ⓐ・B・C

19 教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施している

Ⓐ・B・C

20 教員評価を適切に行っている

Ⓐ・B・C

<現状・具体的な取り組み・課題>

新人育成は本校をベースにし、今後新人が赴任する時には体制を整えておく。泉大津校ではベテラン教員の配置となっているため、教授法についての研修はないが、それ以外の知識については本校での勉強会に参加している。なお、留学生には担任割を実施しており、留学生の成績等、担任の能力の比較検討は常に行っている。

5. 学生支援

評価

21 日本社会を理解し、適応するための取り組みを行っている

Ⓐ・B・C

22 進路指導、学習相談を適切に行っている

Ⓐ・B・C

23 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応を定めている

Ⓐ・B・C

24 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている

Ⓐ・B・C

25 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取り組みを継続的に行っている

Ⓐ・B・C

<現状・具体的な取り組み・課題>

本校を司令塔とし、入管法じょうの留意点と、学生指導内容の共有を行っている。進路指導については、時期を定め、卒業までの内容にとどまらず、学生の人生プランとして将来を見据えた指導にあたっている。その都度、ホームルーム等を活用し、制度説明、大阪府警との懇談の報告、入管から提示の不法滞在率等、情報の提供と遵守の徹底を図っている。

6. 安全 ・ 危機管理

評価

26 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している

Ⓐ・B・C

27 感染症発生時の措置を決めている

Ⓐ・B・C

28 気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法等を定め、教職員及び学生に周知している

Ⓐ・B・C

<現状・具体的な取り組み・課題>

病院への付き添いや、緊急時対応を決めている。全員が国民健康保険に加入に加えて、留学生保険に加入し、医療費の負担をできるだけ軽減している。留学生住居地の広域避難場所の提示、外国人に対する対応が避難地等で可能かどうかの相談を区役所、所轄警察署との懇談を進めている。

7. 教育環境 ・ 教育施設

評価

29 教室は十分な照度があり換気がなされている共に、語学教育に必要な遮音がなされている

Ⓐ・B・C

30 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている

Ⓐ・B・C

31 法令上必要な設備を備えている

Ⓐ・B・C

<現状・具体的な取り組み・課題>

教室は明るく、空調設備についても問題ない。自習として使える部屋もあり、授業後も自由に学生たちが学習のため使える教室が確保されている状態である。

8. 入学者の募集 ・ 選考

評価

32 入学者の募集方針、募集計画が定められている	Ⓐ・B・C
33 教育内容を含む最新かつ正確な学校情報を入学希望者の理解できる言語で開示している	A・Ⓐ・C
34 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われているかを把握している	A・Ⓐ・C
35 入学者の選考に関し、学習能力、勉強意志、経費思弁能力、日本語能力について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している	Ⓐ・B・C
36 入学者の選考にあたっては、学校関係者（教職員等）によって現地にて面接が行われている	A・Ⓐ・C
37 入学検定料、入学金、授業料及びその他納付金の金額及び時期が学生たちが理解できる言語で明示されている	Ⓐ・B・C
38 関係諸法令に基づいた学費返還規程を定め公開している	A・B・Ⓐ

<現状・具体的な取り組み・課題>

情報公開においてホームページの改定作業中につき、上記の未達成については克服予定。募集代理人による不正、昨今取りざたされている偽造、国内外の斡旋業者による勧誘や不法行為を排するため、現地職員による調査、検討を行った上の厳正なる審査を行っている。

9. 財務

評価

39 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえる	Ⓐ・B・C
40 予算・収支計画は定期的に見直し、有効かつ妥当なものになっている	Ⓐ・B・C
41 財務について会計監査が適切に行われている	Ⓐ・B・C

<現状・具体的な取り組み・課題>

今後、コロナウイルスの感染拡大が長期化すれば、教師たちの人員配置を含む、新たな運営計画を随時更新する。

10. 法令遵守

評価

42 法令遵守に対する担当者を決めている	Ⓐ・B・C
43 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取り組みを行っている	Ⓐ・B・C
44 個人情報保護のための対策をとっている	Ⓐ・B・C
45 入国管理局及び関係官庁等への届出、報告を遅滞なく行っている	Ⓐ・B・C

<現状・具体的な取り組み・課題>

デジタル化における、情報の取り扱いについては、適宜研修をしながら、構築を行っている。個人情報の提供については、その個人のみにしており、その他手続き等必要が生じた場合は、四段認証を行っている。

11. 地域貢献 ・ 社会貢献

評価

46 地域貢献、地域活動を行っている	Ⓐ・B・C
47 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っている	Ⓐ・B・C
48 学生のボランティア活動を奨励・支援している	Ⓐ・B・C

<現状・具体的な取り組み・課題>

泉大津市が主催のイベントに全校生徒で参加したり、泉大津校主催のイベントに市民の皆様をご招待したりと、市との交流を深める活動を積極的に取り組んでいます。

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

2024年 8月 8日現在

1. 機関概要

機関名： ファースト・スタディ日本語学校大阪泉大津校
所在地： 大阪府泉大津市旭町2-2-45 テクスピア大阪4階
設置校URL： <https://firststudy.net>
電話番号： 0725-30-3355
E-Mail： [nikkyoken@globe.ocn.ne.jp](mailto:nikk yok en@globe.ocn.ne.jp)
設置者名： 株式会社インフィニット・グロース
設置者種別： 株式会社
法務省告示認定年月： 2022年10月
選定結果： 適正校

代表者名： 松岡 将裕
校長名： 松岡 将裕
副校長名： 木村 卓太郎
主任教員名： 岩崎 恭子
教員数： 9人 ※校長が教員を兼ねる場合は、校長を含む。
収容定員（変更報告年月日）： 160人
在籍者数（在留資格「留学」の生徒）： 92人

2. 名称の基準適合性（告示基準第1条第1項第1号関係）

学則	基準適合性
学校の名称として、告示されたものを正しく使用しているか。（第1条第1項第1号）	2023年12月1日

3. 学則の基準適合性（告示基準第1条第1項第2号関係）

学則	基準適合性	変更報告年月日
学則が基準に適合しているか。（第1条第1項第2号）	○	変更なし

4. 設置代表者、校長、主任教員の基準適合性（告示基準第1条第1項第3号、第4号、第5号、第10号、第15号、第17号関係）

設置代表者・校長・主任教員	基準適合性	変更報告年月日
設置代表者が基準に適合しているか。（第1条第1項第3号、第4号、第5号）	○	2023年5月26日
設置者が日本語教育機関以外の事業を行っている場合、当該事業について記載。（第1条第1項第5号）	職業紹介事業、学習塾	
校長が基準に適合しているか。（第1条第1項第10号、第17号）	○	2023年5月26日
主任教員が基準に適合しているか。（第1条第1項第15号、第17号）	○	2023年5月26日

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

5. 教員等の基準適合性（告示基準第1条第1項第11号，12号，13号，第14号，第17号関係）

教員	基準適合性
教員が基準に適合しているか。（第1条第1項第13号，第17号）	○
教員数及び専任教員数が基準に適合しているか。（第1条第1項第11号，第12号）	○
教員の1週間当たりの授業担当時間数が基準に適合しているか。（第1条第1項第14号）	○
事務局の事務を統括する職員が，欠格事由に該当していないか（第1条第1項第17号）	○

専任・非常勤の別	在籍教員数	①日本語教育に係る学位取得者数				④420単位時間以上の養成研修修了者（学士以上の学位取得者に限る）数	⑤その他
		②大学における日本語教員養成課程修了者数	③日本語教育能力検定試験合格者数				
専任教員	5	0	2	0	3	0	
非常勤教員	4	0	0	2	2	0	
合計	9	0	2	2	5	0	

※教員1名につき立証可能な要件いずれか1つに計上すること

※教員の詳細については別紙（様式8-2号）提出

地方出入国在留管理局への教員変更報告：

済 未済 変更なし

（※告示基準第10号，第13号，第14号，第15号，第42号関係）

最終教員変更届出日 2023年5月26日

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

6. 教育課程と生徒の定員等が基準に適合しているか（告示基準第1条第1項第6号，第7号，第8号，第9号関係）

教育課程，生徒の定員等授業科目	基準適合性
教育課程は告示基準に適合しているか。（第1条第1項第6号）	○
生徒の定員と，同時に授業を受ける生徒数が基準に適合しているか。（第1条第1項第7号，第8号，第9号）	○

設置コース	1 単位時間		レベル別教育時間（単位時間）数						定員数	在籍者数	修業期間の始期	変更報告年月日	コース修了時の日本語能力の達成目標
	50分		初級	初中級	中級	中上級	上級	合計					
進学準備2年コース		180	200	380	380	380		1,520	60	60	4月	2023年5月26日	N!
進学準備1年9ヵ月コース		180	200	380	380	190		1,330	40	0	7月	2023年5月26日	N1/N2
進学準備1年6ヵ月コース				380	380	190		950	40	27	10月	2023年5月26日	N1/N2
進学準備1年コース					380	380		760	20	10	4月	2023年5月26日	N1/N2

(2023年度)

7. 課程修了者の日本語能力習得状況等（告示基準第1条第1項第44号関係）

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
大学等への進学者の数，入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数，C E F R の A 2 相当以上のレベルの者の数及びこれらの数の合計について，地方出入国在留管理局に報告しているか。	○
上記のそれぞれの数及び合計について，公表しているか（公表方法を下記に記載）。	○
上記の合計について，当該年度の課程修了の認定を受けた者の7割を下回る場合に，改善方策を地方出入国在留管理局に報告しているか。	○
公表方法（HPの場合はURLも記載）	
2023年3月	応募者全員に紙面にて提示 問い合わせに対するパンフレット等の配布物に添付

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

8. 点検・評価（告示基準第1条第1項第18号関係）

【告示基準第1条第1項第45号関係】

点検・評価	基準適合性
教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行っているか。（第1条第1項第18号）	○

自己点検・評価	実施年月	点検・評価結果の公表方法（HPの場合はURLも記載）	
	2023年6月	○	応募者全員に紙面にて提示 問い合わせに対するパンフレット等の配布物に添付

9. 生活指導（告示基準第1条第1項第16号、第17号関係）

生活指導	基準適合性
生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から、生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上、適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えているか。（第1条第1項第16号）	○
全ての生活指導担当者が、欠格事由に該当していないか。（第1条第1項第17号）	○

	本務	兼務
生活指導担当者数	4	6
進路指導担当者数	4	6

10. 施設・設備（告示基準第1条第1項第19号～第29号関係）

施設・設備（校地・校舎、教室等）	基準適合性	変更報告年月日
施設・設備が告示基準に適合しているか。（第1条第1項第19号～29号）	○	2022年10月28日

11. 健康診断（告示基準第1条第1項第30号関係）

健康診断	基準適合性
入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後1年ごとに健康診断を行っているか。（第1条第1項第30号）	○

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

1.2. 入学者の募集・選考（告示基準第1条第1項第31号～第34号関係）

入学者の募集	基準適合性	情報提供方法
入学者の募集に当たり、入学希望者に対し、告示基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実にしているか。（第1条第1項第31号）	○	入学希望者に配布するパンフレットに記載し、弊校職員が直接面接し、説明、確認、同意を行っている。尚、入学時のオリエンテーションにおいて、書面より同意書を得ている。
入学者の選考	基準適合性	確認・把握方法
入学者の選考に当たり、入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか。（第1条第1項第32号）	○	母国、最終学歴による成績書と面接時における会話試験を実施。また、銀行通帳・納税証明書・在職証明書・所得証明をもって支弁を確認している。
入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者等に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握していること。（第1条第1項第33号）	○	仲介業者が不当に請求することが無いよう取り決めをしている。また、入学者より聞き込みを行い、不当な金額を要求されていないか確認している。
不適切な仲介業者が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこととしているか。（第1条第1項第34号）	○	

1.3. 在籍管理（告示基準第1条第1項第36号～第40号関係）

在籍管理	基準適合性
個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じているか。（第1条第1項第36号）	○
1か月の出席率が8割を下回った生徒については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行っているか。（第1条第1項第37号）	○
生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか。（第1条第1項第40号）	○
資格外活動の許可を受けている生徒に対して、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めているか。（第1条第1項第40号）	○

1.4. 禁止行為（告示基準第1条第1項第41号関係）

入学者の募集	基準適合性
職業安定法上の許可を受けている場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させていないか。（第1条第1項第41号）	○

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

15. 地方出入国在留管理局への報告（告示基準第1条第1項第38号、第39号、第42号、第43号、第46号関係）

地方出入国在留管理局への報告	基準適合性				
	第38号	第39号	第42号	第43号	第46号
告示基準に基づく地方出入国在留管理局への報告を適切に行っているか。	○	○	○	○	8月8日提出

16. 記録等の保存（告示基準第1条第1項第31号、第33号、第35～第37号、第40号、第45号関係）

記録等の保存	基準適合性						
	第31号	第33号	第35号	第36号	第37号	第40号	第45号
告示基準に基づき、記録、届出のあった内容又は資料を適切に保存しているか。	○	○	○	○	○	○	8月8日提出

17. 地方出入国在留管理局への職員への記録等の提示（告示基準第1条第1項第47号関係）

記録等の提示	基準適合性
地方出入国在留管理局の求めがあったときは、第31号、第33号若しくは第35号から第37号までに規定する記録、第40号に規定する届出のあった内容又は第45号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に提示しているか。（第1条第1項第47号）	○

18. 運営体制（告示基準第1条第1項第48号）

運営体制	基準適合性
日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有しているか。（第1条第1項第48号）	○

点検結果は上記のとおりで間違いありません。

2024年 8月 8日

機関名 ファーストスタディ日本語学校大阪泉大津校

設置代表者名 松岡 将裕

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日: 2023年6月1日

日本語教育機関名: ファーストスタディ日本語学校 泉大津校

設置者名: 松岡 将裕

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号: 大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交・公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者及び「日本語教育の参照枠」のA2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	○

基準該当者割合 ②÷(①+③)	85.7%
課程修了者数(※1、※2) ①	7
基準該当者合計数(実人数) ②	6

左記「基準該当者合計数(実人数)」のうち退学者数(44号ただし書き) ③	0
--------------------------------------	---

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳

※該当する要件が二以上ある生徒は、a～cのそれぞれに計上可。ただし、「基準該当者合計数(上記②)」は実人数を算出するため、当該生徒について重複を除き、一人として扱うこと。	進学1年コース			
	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り、非正規生は除く。	b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数	c. 「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。	
	0	6	0	

※「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることを証明するための書類(試験の合格証等)の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法
当校ホームページにて公開 公開前については、書面にし、入学希望者に当校職員が触接提示

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日: 2024年 8月 8日

日本語教育機関名:ファースト・スタディ日本語学校 大阪泉大津校

設置者名:株式会社 インフィニット グロース

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号:大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交・公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者及び「日本語教育の参照枠」のA2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	○

基準該当者割合 ②÷(①+③)	95.2%
課程修了者数(※1、※2) ①	81
基準該当者合計数(実人数) ②	79

左記「基準該当者合計数(実人数)」のうち退学者数(44号ただし書き) ③	2
--------------------------------------	---

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳		進学2年コース	進学1年コース	進学1年6ヶ月コース	進学1年9ヶ月コース
		※該当する要件が二以上ある生徒は、a～cのそれぞれに計上可。ただし、「基準該当者合計数(上記②)」は実人数を算出するため、当該生徒について重複を除き、一人として扱うこと。	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り、非正規生は除く。	51	4
	b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数	16	0	0	0
	c. 「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。	0	0	0	0

※「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることを証明するための書類(試験の合格証等)の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法
ホームページ改定中につき、応募者全員に紙による配布パンフレット等の配布の際に添付